

「施設基準の届出の確認について」 Q & A

Q1 東北厚生局から「施設基準の届出の確認について」という文書が届きましたが、どのような内容でしょうか。

A1 平成28年度より、各保険医療機関・保険薬局が届け出している施設基準について、要件を満たしているか自ら点検（確認）していただき、毎年7月の施設基準の定例報告の際に結果をご報告いただくことになりました。

- 病院・医科（有床診療所）は、定例報告の各種様式と一緒に、今回の報告書「施設基準の届出の確認について（報告）」を必ず提出してください。
- 医科（無床診療所）・歯科は、施設基準の要件を満たしていない場合のみ、本報告書を提出していただくこととなりますので、要件を満たしている場合は本報告書は提出不要ですが、同封の「施設基準等の届出状況報告の提出について」を確認していただき、届出や実績がある場合には、別紙「施設基準の届出状況等の報告について」及び該当する様式の提出が必要です。
- 薬局は、施設基準の要件を満たしていない場合のみ、本報告書を提出していただくこととなりますので、要件を満たしている場合は本報告書は提出不要ですが、別紙「施設基準の届出状況等の報告について」及び「別紙様式3」を必ず提出してください。

Q2 自院でどの施設基準を届け出しているのか確認するにはどうしたらよいでしょうか。

A2 東北厚生局のホームページに各保険医療機関・保険薬局が届け出している施設基準の一覧を掲載しておりますので、そちらでご確認ください。

Q3 各施設基準の要件は何を見ればわかりますか。

A3 東北厚生局のホームページに基本診療料及び特掲診療料の施設基準に係る通知（保険局医療課長通知）を掲載しておりますので、そちらで要件をご確認ください。

Q4 施設基準の要件を満たしているかどうか判断がつかないのですが。

A4 基本診療料及び特掲診療料の施設基準の通知、疑義解釈資料（事務連絡）をご確認いただき、それでも判断がつかない場合は、東北厚生局各県事務所（宮城県は指導監査課）へお問い合わせください。

Q5 施設基準の要件を満たしていないことが判明しましたが、どのように対応したらよいでしょうか。

A5 報告書に要件を満たしていない施設基準名を記載し、報告書を提出していただくようお願いいたします。また、併せて施設基準の辞退届も提出していただくようお願いいたします。

なお、診療報酬の返還が生じることもありますので、施設基準の要件を満たしていないことが判明しましたら、報告書を提出する前に東北厚生局各県事務所（宮城県は指導監査課）へご連絡をお願いいたします。